

2019年10月10日

(最終改訂：2019年11月19日)

各 位

会 社 名	株式会社コシダカホールディングス
代 表 者 名	代表取締役社長 腰 高 博 (コード番号：2157 東証第一部)
問 合 せ 先	常 務 取 締 役 土 井 義 人 グループ管理担当 電 話 03-6403-5710

(改訂版) 子会社株式の現物配当 (株式分配型スピンオフ) 及び 特定子会社の異動に関するご説明 (Q&A)

2019年10月10日付で公表した「子会社株式の現物配当 (株式分配型スピンオフ) 及び特定子会社の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしました、当社が保有する当社子会社である株式会社カーブスホールディングス (以下「カーブスホールディングス」という。) の全株式の当社株主への現物配当 (金銭以外の財産による配当) (以下「本スピンオフ」という。) に関するQ&A等を作成いたしましたので、ご参照いただきますようお願いいたします。

なお、2019年11月19日付で、Q1-2-1、Q1-2-2、Q1-2-3、Q1-7-1、Q3-2-1、Q3-3-1及びQ3-5-1を追加しております。

(Q&Aの目次)

	頁
株式分配型スピノフの概要と一般的に期待される効果について.....	3
本スピノフの目的及び理由について	4
本スピノフのスキーム及びスケジュール概要について	6
本スピノフに係る当社株式の権利落ち日の取引について	7
現物配当に関する税務上の取扱いについて	8
本件に関する注意事項	9
1. スピノフの概要について	10
2. 現物配当の手続きについて	18
3. カーブスホールディングス株式の取引及び本スピノフ後のカーブスホールディングスの状況について	22
4. 当社株式の取引及び本スピノフ後の当社の状況について	28
5. 現物配当に関する税務上の取扱いについて	31
6. 法人株主等の会計処理について	34

株式分配型スピノフの概要と一般的に期待される効果について



経営の独立による効果	資本の独立による効果	上場の独立による効果 (上場される場合)
<ul style="list-style-type: none"> 親会社の経営者は中核事業に専念することが可能となる スピノフされた会社は迅速、柔軟な意思決定が可能になるとともに、経営者や従業員のモチベーションも向上 	<ul style="list-style-type: none"> スピノフされた会社の独自の資金調達により、必要な投資が実施可能となる 一方の会社のみを対象として第三者が出資することが容易となる スピノフされた会社の株式の価値に連動した株式報酬の導入が可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業のみに関心のある投資家を引きつけることが可能となる 各事業が個別に評価されることが可能となる

※本スピノフ実施後、当社とカーブスホールディングスの資本関係はなくなります。なお、以後、本スピノフ実施前のコンダカホールディングスグループを「現当社グループ」、本スピノフ実施後のコンダカホールディングスグループを「新当社グループ」、本スピノフ実施後のカーブスホールディングスグループを「新カーブスホールディングスグループ」といいます

本スピンオフの目的及び理由について

・ **本スピンオフにより、カラオケ及びカーブス両事業の成長戦略の一層の推進によって、株主価値の向上を目指す**

- 加えて、一般的な株式売却等により子会社の分離・独立を目指す場合は、売却益に係る当社に対する課税が生じる一方、本スピンオフによる分離・独立は、当社に対する課税が生じないとともに、株主の皆様に対しても、みなし配当課税が生じず、譲渡損益課税が繰り延べられるため、税務メリットを享受可能

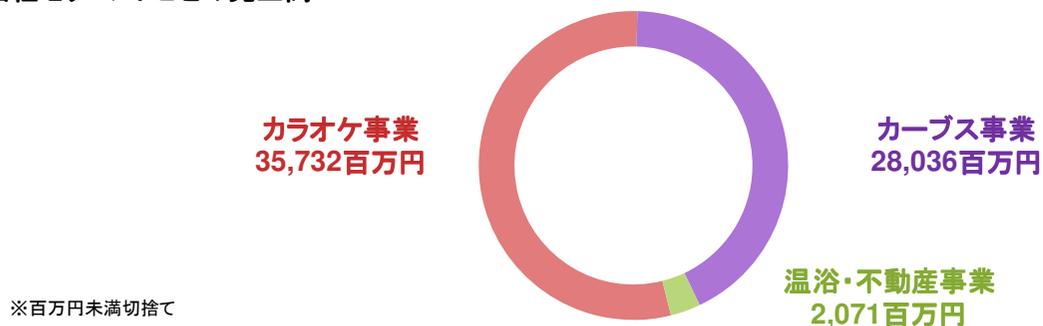
現当社グループの主要2事業の現状と成長戦略及び中期経営ビジョン

カラオケ事業	カーブス事業
<p style="text-align: center;">現状と成長戦略</p> <ul style="list-style-type: none">・ 首都圏への積極出店や集客力向上に伴う店舗の大型化及び小規模店の閉鎖を推進・ 人財の採用と育成に注力・ 顧客層ごとのマーケティング施策や飲食による差別化、コンテンツ開発等により新たな需要を開拓・ 業務のシステム化・自動化といった効率化の取組みを継続・ 海外展開として成長が見込まれる東南アジア地域での出店を拡大中	<p style="text-align: center;">現状と成長戦略</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出店方法の多角化による店舗網拡大・ 顧客満足度向上の追求による退会率低下とクチコミマーケティング強化により既存店成長を実現、55歳～64歳向けマーケティングによって顧客層を拡充・ 地方自治体や産学官連携の強化によるブランド価値向上・ 「メンズ・カーブス」の多店舗化へ・ Curves International, Inc. 買収により、国内外での事業展開の自由度が向上・ 経済成熟化、高齢化が進む欧州先進国を重点地域とし、グローバル展開を目指す
<p style="text-align: center;">中期経営ビジョン</p> <p style="text-align: center;">エンタメを必要不可欠なインフラとする 「EIP (Entertainment Infrastructure Plan)」※1 のもとで成長戦略を推進</p>	<p style="text-align: center;">中期経営ビジョン</p> <p style="text-align: center;">病気と介護の予防を実現する 「社会課題解決企業、健康寿命延伸企業」 としての成長戦略を追求</p>

※1 Entertainment Infrastructure Planとは、エンタメをインフラにするという当社の中期経営計画であり、駅前・繁華街出店の加速化や人財の大量採用と育成、開発を伴う新しいサービスの創造によって、日本の隅々までプライベートエンターテインメントルーム(カラオケルーム)を作り、娯楽を人々の生活上なくてはならないものとし、全世界の人々に究極の安寧を提供することを目指すもの

本スピンオフの目的及び理由について（続き）

2019年8月期の当社セグメントごとの売上高



2019年8月期に両事業とも過去最高の売上高を達成
一方、今後の成長戦略の方向性は異なる

両社の成長を早期に実現すべく本スピンオフを実施

メリット

- カーブス事業の分離によって、カラオケ事業部門内に健全な危機意識が醸成されることにより、役職員がカラオケ事業の成長戦略遂行に一層集中する意識が高まる
- 当社経営陣や分散されていた間接部門、海外関連の人的経営資源をカラオケ事業に集中することが可能

成長戦略への効果・影響

- 首都圏出店の加速により店舗数及びルーム数の拡大及び収益性の向上が図られる
- 独自の人事制度導入等により、人財の大量採用と育成を強化、促進可能
- 東南アジア各国への出店及び新事業展開をより強力に推進可能

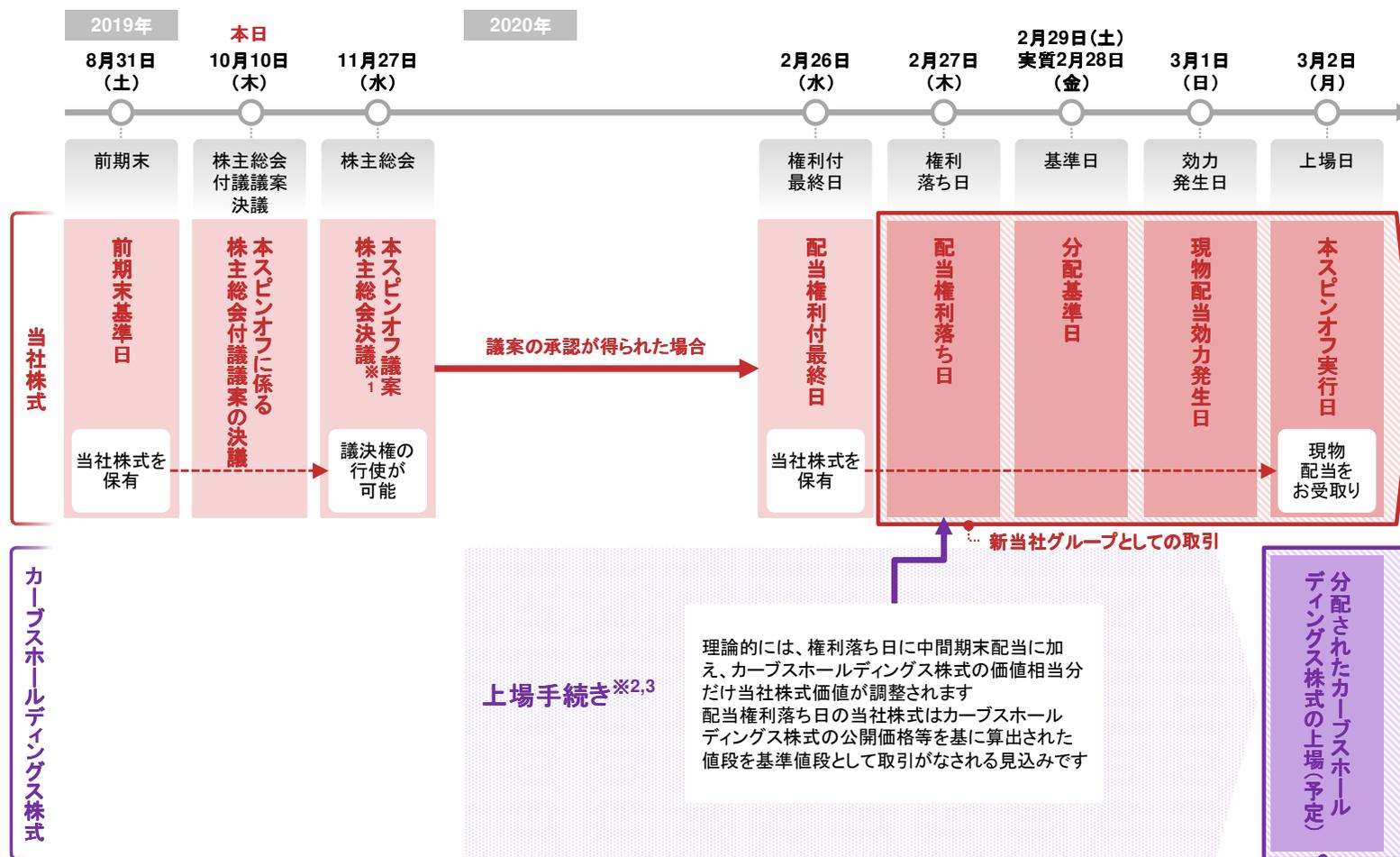
メリット

- 規律あるガバナンス体制を一層強化、構築することが可能
- 役職員の責任感が増すとともに、モチベーションが向上
- 単独の上場企業として知名度・ブランド価値が一層向上し、人財の確保や事業運営への前向きな効果が期待される

成長戦略への効果・影響

- 地方自治体や産学官連携の拡大を後押し
- 会員数の継続的拡大や店舗網の拡充をより強力に推進
- 「メンズ・カーブス」の多店舗展開や新業態開発の推進を加速
- 欧州先進国での事業強化に注力可能

本スピンオフのスキーム及びスケジュール概要について



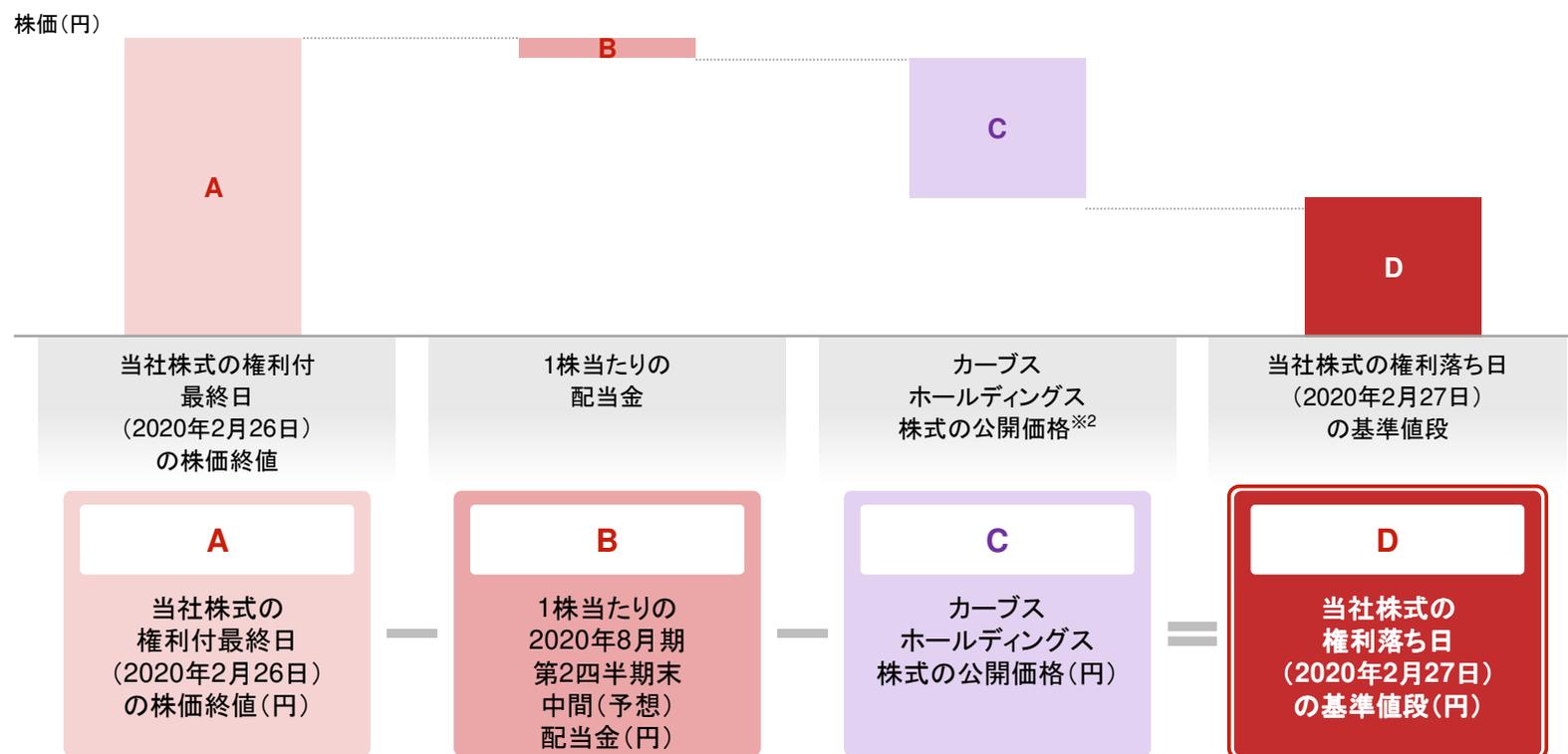
※1 議案の承認が得られない場合、本スピンオフは中止
 ※2 株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の上場承認が得られない場合、本スピンオフは中止
 ※3 カーブスホールディングスの新株式発行が実施される予定ではなくなった場合、本スピンオフは中止

新カーブスホールディングスグループとしての取引

本スピンオフに係る当社株式の権利落ち日の取引について

2020年2月27日に予定される当社株式の権利落ちに際しては、分配基準日時点の当社及びカーブスホールディングスの保有自己株式数を除いた発行済株式総数が一致することから、以下の算式により求められる1株当たり価格を当社の基準値段として、東証における取引がなされる見込みです^{※1}。

なお、基準値段とは、制限値幅(1日のうちに変動可能な値段の幅)の基準となる値段のことを指し、2020年2月27日に行われる各取引の実際の取引値段を指すものではありません。



※1 基準値段の算出方法等を含む売買の取扱いに関しては、改めて東証から公表される予定です

※2 カーブスホールディングス株式の公開価格はブック・ビルディング方式により決定される予定です

現物配当に関する税務上の取扱いについて

1. 配当課税について

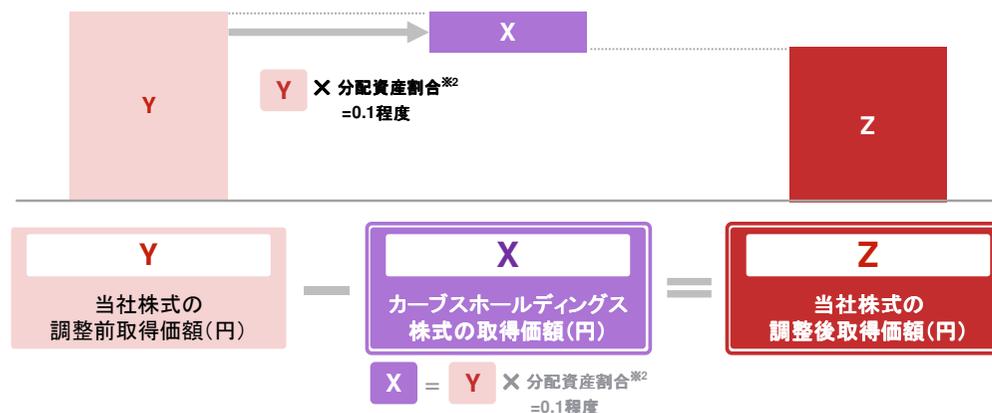
本スピンオフは、法人税法第2条第12号の15の3に規定された適格株式分配に該当することを前提として行われるため、カーブスホールディングス株式の現物配当に伴い、株主の皆様になし配当課税が適用されることはありません(法人税法第24条第1項第3号、所得税法第25条第1項第3号)。

2. 株式譲渡損益課税について

本スピンオフは、完全子法人の株式以外の資産が交付されない株式分配で、その株式が現物分配法人の発行済株式の総数に占める現物分配法人の各株主の有するその現物分配法人の株式の数の割合に応じて交付されるため、譲渡損益課税は生じず、繰り延べられることとなります(法人税法第61条の2第8項、租税特別措置法第37条の10第3項第3号、同第37条の11第3項)。

3. 税務上の取得価額の取扱いについて

本スピンオフ後における、株主の皆様のお手持の当社株式及びカーブスホールディングス株式の税務上の各取得価額は、分配資産割合(株式分配に係る法人税法施行令第23条第1項第3号及び所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合)^{※1}を用いた以下の算式で求められる価額となります^{※2}。



例: 分配資産割合を0.100と仮定し、当社株式を1株当たり1,735円^{※3}で100株購入していた場合の調整後の取得価額

X : カーブスホールディングス株式の取得価額 = 1,735円 × 100株 × 0.100 = 17,350円

Z : 当社株式の調整後取得価額 = 1,735円 × 100株 - 17,350円 = 156,150円

※1 分配資産割合は、「株式分配直前のカーブスホールディングス株式の帳簿価額」を「株式分配の日の属する事業年度の前事業年度の終了の時の当社の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額(前事業年度終了時から株式分配の直前までの資本金等の額及び一定の利益積立金の増減額を含む)」で除して求められる割合となり、現時点の見込みでは、本日付の「子会社株式の現物配当(株式分配型スピンオフ)及び特定子会社の異動に関するお知らせ」の「5. 現物配当に関する税務上の取扱いについて(4)分配資産割合について」に記載の資本再構築が行われた場合の概算値は「0.1」程度と試算されます。分配資産割合の確定時期は現時点では2019年12月頃を見込んでおりますが、確定次第、改めてお知らせいたします

※2 法人株主の場合、「取得価額」を「(税務上の)帳簿価額」と読み替えて計算していただきますようお願いいたします

※3 2019年10月4日の東証第一部における当社普通株式の終値

※4 これらの税務上の取扱いについては、株主の皆様が必要となる税務上の手続き等を網羅してご説明しているものではなく、また、本スピンオフに関して日本以外の国における税務上の取扱いをご説明しているものでもございません。具体的な税務上の手続き及び株主様における税務上の取扱いについては、株主様個々のご事情によって異なりますので、ご自身のご事情の下で、本スピンオフが税務上どのように取り扱われるかにつきましては、最寄りの税務署、税理士等にご確認いただけますよう、お願い申し上げます

本件に関する注意事項

- (1) 分配基準日である2020年2月29日(土曜日)(実質基準日2020年2月28日(金曜日))時点の最終の当社株主名簿に記録された株主様を対象として、当社株主様が所有する当社普通株式1株につき、カーブスホールディングス普通株式1株の割合をもって現物配当を行う予定です。つきましては、分配基準日時点の当社株主様は、本スピノフの結果、当社株式とカーブスホールディングス株式という2銘柄の上場株式を保有することになります。
- (2) カーブスホールディングス株式の分配は、2020年3月2日(月曜日)付で一般的には特段の株主様のお手続きを要することなく行われます。お取引の証券会社にお問い合わせの上、ご確認ください。
- (3) カーブスホールディングス株式は2020年3月2日(月曜日)付で株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)への上場を予定しております。但し、今後の日本取引所自主規制法人による上場審査の結果、東証より上場承認を得られることが前提となるため、現時点で確約されたものではありません。
- (4) 当社普通株式の東証における上場は維持されます。本スピノフが実施される場合、当社株式は2020年2月27日(木曜日)が権利落ち日となり、理論上は同日付でカーブスホールディングス株式の価値相当分だけ当社株式価値が調整されますが、他方で当社株主は2020年3月2日(月曜日)にカーブスホールディングス株式の分配を受けることとなります。
当社株式の権利落ちに際しては、分配基準日時点の当社及びカーブスホールディングスの保有自己株式数を除いた発行済株式総数が一致することから、以下の算式により求められる1株当たり価格を当社の基準値段として、2020年2月27日(木曜日)に東証における取引がなされる見込みです。なお、基準値段とは、制限幅(1日のうちに変動可能な値段の幅)の基準となる値段のことを指し、2020年2月27日(木曜日)に行われる各取引の実際取引値段を指すものではございません。基準値段の算出方法等を含む売買の取扱いに関しては、改めて東証から公表される予定です。
当社株式の権利落ち日(2020年2月27日(木曜日))の基準値段=当社の権利付最終日(2020年2月26日(水曜日))の株価終値-1株当たりの2020年8月期第2四半期末中間(予想)配当金-カーブスホールディングス株式の公開価格
- (5) 本スピノフの結果、カーブスホールディングスは当社の連結子会社ではなくなり、当社とは資本関係のない独立した上場会社となる予定です。なお、本スピノフ後の当社普通株式とカーブスホールディングス普通株式はそれぞれ独立に取引されることから、それぞれの株式について株価が形成されず。

※新当社グループ及び新カーブスホールディングスグループの経営方針につきましては、本日付の「株式会社コシダカホールディングス 2019年8月期決算説明資料」(URL:<https://www.koshidakaholdings.co.jp/news/>)をご参照ください。

1. スピンオフの概要について

Question	Answer
<p>Q 1 - 1</p> <p>株式分配型スピンオフの概要について教えてほしい。</p>	<p>A 1 - 1</p> <p>株式分配型スピンオフは、スピンオフ元の会社の特定の子会社を切り出し、独立させる行為のことであり、独立する子会社（スピンオフ会社）の株式はスピンオフ元の会社の株主に交付されます。本スピンオフにおいては、当社の連結子会社であるカーブスホールディングスの株式がいわゆる現物配当により当社株主に交付されます。2017 度税制改正によって、企業の機動的な事業再編を促進するために、特定事業を切り出して独立会社とする「スピンオフ」が組織再編税制の中で位置付けられたことから、スピンオフを行う際に、スピンオフ元の会社に対する譲渡損益課税が生じないほか、株主に対しても配当課税が生じず、譲渡損益課税を繰り延べることが可能になりました。</p>
<p>Q 1 - 2</p> <p>株式分配型スピンオフのメリットは何か。</p>	<p>A 1 - 2</p> <p>一般論としてスピンオフの効果としては、分離元企業の中核事業への専念、スピンオフ企業の迅速・柔軟な意思決定などの「経営の独立による効果」、スピンオフ企業の資本政策及び投資戦略の自由度向上など「資本の独立による効果」、またスピンオフ企業が上場される場合には個別事業に関心のある投資家の引きつけが可能になるなど「上場の独立による効果」が挙げられ、これらによる企業価値の向上が期待されます。</p>
<p>Q 1 - 2 - 1</p> <p>スピンオフによって会社規模が縮小し、相互補完もなくなる上、経営資源が2社に分散されることになるが、そのことによる事業運営上や管理体制面等は問題ないか、メリットはなにか教えてほしい。</p>	<p>A 1 - 2 - 1</p> <p>カーブスホールディングスが当社グループの中で一定の成長を実現した今、今後のさらなる一段の飛躍のために成長戦略を進めていく上では、当社グループからカーブス事業を分離・独立することが最適であると考え、スピンオフの実施を判断いたしました。カーブスホールディングスが分離・独立することで、同一企業グループとしての相互補完は出来なくなりますが、カラオケ事業、カーブス事業ともに既に一定の成長を果たしており、事業運営及び成長戦略の着実な遂行上も問題はなく、スピンオフの実施に際して整備を行ってきた管理体制面にも支障はないものと考えております。また会社にとって重要なことは、単純な規模の追求ではなく、成長性の向上であると考えていることから、スピンオフによる両事業の成長の加速を図って参りたいと考えております。スピンオフを実施する目的は、両事業の成長を通じた株主価値の一層の向上にあり、各事業におけるメリットは以下の通りとなり</p>

<p>い。</p> <p>(2019年11月19日追加)</p>	<p>ます。</p> <p>カラオケ事業においては、スピノフを行うことにより、経営資源を集中することなどが可能となり、首都圏出店の加速による店舗数及びルーム数の拡大及び収益性の向上が図られるとともに、東南アジア各国への出店及び新事業展開をより強力に推進することが出来るものと考えております。また独自の人事制度の導入等により、人財の大量採用と育成を強化、促進することにも繋がるものと考えます。</p> <p>カーブス事業においては、スピノフの実施により、単独上場企業として知名度・ブランド価値が一層向上し、人財確保や事業運営への前向きな効果などが期待されることから、地方自治体や産学官連携の拡大が後押しされるとともに、会員数の継続的拡大や店舗網の拡充、「メンズ・カーブス」の多店舗展開や新業態開発の推進及び欧州先進国での事業強化をより加速することが出来るものと考えております。</p>
<p>Q1-2-2</p> <p>いわゆるコングロマリット・ディスカウントに苦しんでいる状況には見えない中、カーブスホールディングスをスピノフする必要があるのか教えてください。</p> <p>(2019年11月19日追加)</p>	<p>A1-2-2</p> <p>複数事業を営む企業にコングロマリット・ディスカウントという概念は存在すると考えておりますが、コングロマリット・ディスカウントの定量的な有無や水準については、当社や比較企業、マーケットのその時点の株価水準や各指標の関係性、見方にもよるため、当社グループのコングロマリット・ディスカウントについて当社としてコメント出来ることはありません。</p> <p>但し、今回のスピノフは、カラオケ・カーブス両事業の一層の成長を目指すとともに、その結果としての株主価値のさらなる向上を図るために行うものであり、スピノフ後に両社の評価が高まった場合、結果的にコングロマリット・ディスカウントがあったと言うことも出来るかもしれませんが、スピノフの最大の目的は両社が経営資源を集中させるとともに独自の成長戦略を一層進めることによる株主価値のさらなる向上にあります。</p> <p>また海外企業によるスピノフの事例を参照すると、コングロマリット・ディスカウント解消を主目的とした事例のみならず、各社の事情や狙いによりそれぞれ目的は異なり、多様なケースがあると認識しております。</p> <p>当社としましては、投資していただいている株主の皆様の期待に応えるべく、企業価値を最大化するために努力をする義務があると考えており、様々な検討を行った上で、カラオケ及びカーブス両事業の更なる成長戦略の推進による株主価値の一層の向上のためには、スピノフを行うことが最適であると判断いたしました。</p>

<p>Q1-2-3</p> <p>スピンオフ後のカラオケ、カーブス両事業の成長に向けたロードマップを教えてください。</p> <p>(2019年11月19日追加)</p>	<p>A1-2-3</p> <p>カラオケ、カーブス両事業の中期経営計画を始めとする今後の戦略の詳細については、2019年10月10日付で開示した「株式会社コシダカホールディングス 2019年8月期決算説明資料」をご参照ください。</p> <p>カラオケ事業においては、スピンオフを行うことにより、経営資源を集中することなどが可能となり、首都圏出店の加速による店舗数及びルーム数の拡大及び収益性の向上が図られるとともに、東南アジア各国への出店及び新事業展開をより強力に推進することが出来るものと考えております。また独自の人事制度の導入等により、人財の大量採用と育成を強化、促進することにも繋がるものと考えます。</p> <p>カーブス事業においては、スピンオフの実施により、単独上場企業として知名度・ブランド価値が一層向上し、人財確保や事業運営への前向きな効果などが期待されることから、地方自治体や産学官連携の拡大が後押しされるとともに、会員数の継続的拡大や店舗網の拡充、「メンズ・カーブス」の多店舗展開や新業態開発の推進及び欧州先進国での事業強化をより加速することが出来るものと考えております。</p>
<p>Q1-3</p> <p>株式分配型スピンオフは子会社の売却とは違うのか。</p>	<p>A1-3</p> <p>一般的な子会社の売却の場合は、特定の第三者や投資家に対して子会社株式を売却し、当社が売却代金を受け取ることとなりますが、株式分配型スピンオフの場合は、当社子会社の株式を現物配当（金銭以外の財産による配当）により当社株主の皆様へに分配することとなります。本スピンオフの結果、当社株主の皆様は当社株式とカーブスホールディングス株式という2銘柄の上場株式を保有することになり、当社及び分離・独立するカーブスホールディングスの両社の株主としての権利を有し続けることが可能となります。本スピンオフは組織再編税制の中で位置付けられた適格株式分配として行う予定であり、子会社株式の売却と比べて税務面のメリットがあるものと考えております。</p>
<p>Q1-4</p> <p>過去にこのようなスピンオフの事例はあるのか教えてください。</p>	<p>A1-4</p> <p>2017年度税制改正後、組織再編税制の中に位置付けられた「スピンオフ」の事例としては本邦初となります。</p> <p>海外のスピンオフ事例としては、例えば、2015年に米化学大手のデュポン社が高機能化学事業をケマーズ社としてスピンオフした事例や、同年に米ネットオークション大手イーベイ社がweb決済事業を営むペイパル社をスピンオフした事例があると認識しております。</p>

<p>Q 1-5</p> <p>スピノフが税制適格となる要件について教えてほしい。</p>	<p>A 1-5</p> <p>税制適格株式分配の要件の概要は下記の通りです。また、本スピノフは下記要件を満たすことになるものと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非支配要件（現物分配法人（注：当社）が分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ完全子法人（注：カーブスホールディングス）が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることを見込まれていないこと） ② 株式のみ按分交付要件（完全子法人株式の全てが移転するもので、分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみが交付されること） ③ 従業者継続要件（80%以上の従業者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること） ④ 事業継続要件（完全子法人の主要な事業が完全子法人において、株式分配後も引き続き行われることを見込まれること） ⑤ 役員継続要件（特定役員の全てが株式分配に伴い退任するものでないこと）
<p>Q 1-6</p> <p>カーブスホールディングス株式は上場されるのか。</p>	<p>A 1-6</p> <p>現物分配後の株主の皆様は、本スピノフは、カーブスホールディングスが東証の上場承認を得られることを条件の一つとしております。</p>
<p>Q 1-7</p> <p>カーブスホールディングスの上場スキームについて教えてほしい。</p>	<p>A 1-7</p> <p>現物配当されるカーブスホールディングス株式に関して、株主の皆様は、本スピノフは、カーブスホールディングスが東証の上場承認を得られること等を条件としております。カーブスホールディングス株式の上場及びその時期については、今後の日本取引所自主規制法人による上場審査の結果、東証より上場承認を得られることが前提となるため、現時点で確約されたものではありません。また、本スピノフは、新規上場に際してカーブスホールディングスの新株式発行（以下、「本新株式発行」という。）が実施される予定である（当該実施のために必要な決定がなされ、中止されていない）ことを条件としております。本新株式発行が行われる場合、東証の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブック・ビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。当社株式の権利落ちに際しては、前掲「本スピノフに係る当社株式の権利落ち日の取引に</p>

	<p>ついて」(7頁)に記載の通り、カーブスホールディングス株式の公開価格を用いて当社の基準値段が算出され、東証における取引がなされる見込みであり、カーブスホールディングス株式の価値がブック・ビルディング方式によって透明性をもって決められることで、当社株式の権利落ち後の取引を円滑にする効果が期待されます。なお、本新株式発行の時期は決定しておりません。</p>
<p>Q1-7-1 カーブスホールディングスの新規上場之际して実施が予定される本新株式発行について教えてほしい。 (2019年11月19日追加)</p>	<p>A1-7-1 2019年11月8日付で開示した「第50回定時株主総会招集ご通知」の一部追加記載について」に記載の通り、カーブスホールディングスによる本新株式発行は、発行数を同社の発行済株式数対比5%程度を上限として行う可能性があります。現時点では未定です。 本スピンオフに際しては、カーブスホールディングス株式の適正な価格を算定し、当社の権利落ち日以降の株価形成を円滑、透明にするための手続きとして、本新株式発行を実施し、ブック・ビルディング方式によってカーブスホールディングスの公開価格を決定することが必要と考えております。 なお、2019年10月10日付で開示した「子会社株式の現物配当(株式分配型スピンオフ)及び特定子会社の異動に関するお知らせ」のp10(6.今後の見通し(3))に記載の通り、当社代表取締役社長 腰高博等の大株主の意向として、売出しを含む短期間での売却等は全く考えておらず、引続き株主としてカーブスホールディングス株式を保有する意向が確認されております。</p>
<p>Q1-8 株主総会での本スピンオフの決議要件はどうなっているのか。</p>	<p>A1-8 本スピンオフは、組織再編税制の適格要件を満たすため、会社法第454条第4項第1号に規定する金銭分配請求権(当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利)の無い現物配当となります。そのため本スピンオフは、通常株主総会において会社法第309条第2項第10号に規定される特別決議によって行うこととなりますが、当社は2019年10月9日付で、本スピンオフに関して産業競争力強化法に基づくカラオケ事業に関する事業再編計画の認定を経済産業大臣より受けており、同法に基づく特例を活用することにより、2019年11月27日開催予定の第50回定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)において会社法第309条第1項に規定される普通決議によって、当社定款に基づき、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数のご承認をもって行うことを予定しております。</p>
<p>Q1-9 株主総会の決議で否決さ</p>	<p>A1-9 本スピンオフは、本定時株主総会に付議されますが、その実施は以下を満たすことを条件としております。以下いずれかの条件が</p>

<p>れた場合や、カーブスホールディングス株式の上場承認が得られない場合、新株式発行が中止となった場合はどうなるのか。</p>	<p>満たされなかった場合には、本スピンオフは中止されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本定時株主総会で承認が得られること (2) カーブスホールディングスの普通株式につき東証の上場承認を得られること (3) 新規上場之际して本新株式発行が実施される予定であること
<p>Q1-10 本スピンオフに関する株主総会付議議案について、議決権を行使するにはどうしたらよいか。</p>	<p>A1-10 当社の本定時株主総会において議決権を行使いただくことが出来るのは、2019年8月31日（土曜日）（実質基準日2019年8月30日（金曜日））時点の当社の株主の皆様となります。</p> <p>議決権行使に当たっては、当社が11月上旬に発送予定の株主総会招集通知をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。</p>
<p>Q1-11 株主には、どのような選択肢があるのか。</p>	<p>A1-11 まず、2019年8月31日（土曜日）（実質基準日2019年8月30日（金曜日））時点の株主の皆様におかれましては、本定時株主総会に付議される本スピンオフに係る議案についての審議をお願いいたします。</p> <p>本スピンオフが実施された場合には、分配基準日である2020年2月29日（土曜日）（実質基準日2020年2月28日（金曜日））時点の当社株主の皆様に対して、保有する当社株式1株当たりカーブスホールディングス株式1株が交付されますので、分配基準日時点の当社の株主の皆様は、本スピンオフの結果、当社株式とカーブスホールディングス株式という2銘柄の上場株式を保有することになります。</p> <p>本スピンオフ後は、当社株式とカーブスホールディングス株式それぞれの株主として、権利を有し続けること又は市場で売買することが可能となります。</p>
<p>Q1-12 単元未満株式を保有する株主にはどのような選択</p>	<p>A1-12 まず、2019年8月31日（土曜日）（実質基準日2019年8月30日（金曜日））時点で当社の単元株式数である100株に満たない当社普通株式を保有する株主の皆様については、議決権を有さないため、本定時株主総会に付議される本スピンオフに係る議案につ</p>

<p>肢があるのか。</p>	<p>いて議決権を行使することはできません。</p> <p>また、本スピンオフでは、分配基準日である2020年2月29日（土曜日）（実質基準日2020年2月28日（金曜日））時点の当社株主の皆様に対して、保有する当社株式1株当たりカーブスホールディングス株式1株が交付されますので、単元未満株式を保有する株主の皆様に対しても、保有する単元未満株式数に応じた分配がなされます。但し、カーブスホールディングスも同じく単元株式数が100株となりますので、同社株式についても市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。なお、カーブスホールディングスにおきましても、上場後、単元未満株式買取りの取扱いが開始される予定です。</p>
<p>Q1-13</p> <p>本スピンオフ後の両社の株主構成はどうか。</p>	<p>A1-13</p> <p>本スピンオフは分配基準日時点の当社株主に対してカーブスホールディングス株式が1：1の比率で分配されるため、本スピンオフ実施時点では両社の株主構成は全く同じものとなりますが、カーブスホールディングスは新規上場にあたって、本新株式発行に伴い発行済株式総数が増加する予定であるとともに、カーブスホールディングス役員である増本 岳、坂本 眞樹、増本 陽子の3名は、その保有する新株予約権について、カーブスホールディングスの上場後速やかに権利を行使する予定です。それによって株主構成は変化するほか、カーブスホールディングス株式上場後は両社とも東証市場での取引が行われるため、それに応じて株主構成は変化することとなります。なお、カーブスホールディングス役員3名は、その新株予約権の行使により取得したカーブスホールディングス株式について、カーブスホールディングス株式の上場の日から2年が経過する日までの間継続して保有する旨をカーブスホールディングスとの間で合意しております。</p> <p>また、当社株主である当社の創業者一族である腰高 博、腰高 修及び腰高 美和子並びに創業者一族が出資する資産管理会社である株式会社ヨウザン、株式会社アイエムオー及び株式会社コンヒロからは、本スピンオフ後もこれまでの現当社グループの株式と同様に、カーブスホールディングス株式を中長期に保有する方針であり、カーブスホールディングス株式について短期的に売却の意向はない旨を確認しております。</p>
<p>Q1-14</p> <p>今後、カーブスホールディングスとの間の人的関</p>	<p>A1-14</p> <p>本スピンオフ実施後においては、当社とカーブスホールディングスの兼任役員は存在しない予定です。資本関係もなくなる予定です。</p>

<p>係・資本関係はどうなるのか。</p>	
<p>Q 1 - 1 5 税制適格要件を充足する見込みについて教えてほしい。</p>	<p>A 1 - 1 5 本スピンオフは組織再編税制の適格要件を満たすことを前提としており、要件の充足について特段の支障は見込まれておりません。</p>
<p>Q 1 - 1 6 信用取引の処理（権利処理、現引禁止の扱い等）やるいとう、ミニ株の取り扱いはどうなるのか。</p>	<p>A 1 - 1 6 信用取引に係る各種取扱いや株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いにつきましては、お取引の証券会社にお問い合わせください。</p>

2. 現物配当の手続きについて

Question	Answer
<p>Q 2-1 現物配当の日程を教えてください。</p>	<p>A 2-1 2019年11月27日(水曜日)の本定時株主総会で本スピンオフが承認されること、カーブスホールディングスの普通株式につき東証の上場承認を得られること、新規上場之际して本新株式発行が実施される予定であることを条件として、分配基準日である2020年2月29日(土曜日)(実質基準日2020年2月28日(金曜日))時点の当社株主の皆様に対して、保有する当社株式1株当たりカーブスホールディングス株式1株が、2020年3月2日(月曜日)に交付されます。</p>
<p>Q 2-2 カーブスホールディングス株式の現物配当を受けるにはどうしたらよいか。</p>	<p>A 2-2 本スピンオフでは、分配基準日である2020年2月29日(土曜日)(実質基準日2020年2月28日(金曜日))時点の当社株主の皆様に対して、保有する当社株式1株当たりカーブスホールディングス株式1株が交付されますので、分配基準日時点で当社株主になっていただく必要があります。分配基準日時点で当社株主となるには、権利付最終日である2020年2月26日(水曜日)までに買い注文を約定させる必要があります。</p>
<p>Q 2-3 保有当社株式1株に対して何株のカーブスホールディングス株式が交付されるのか。またその株式数はどうやって決めたのか。</p>	<p>A 2-3 本スピンオフでは、組織再編税制の適格要件を満たすために、分配基準日時点の当社株主様の持株数に応じて、カーブスホールディングス株式が按分で交付されます。具体的には、分配基準日である2020年2月29日(土曜日)(実質基準日2020年2月28日(金曜日))時点の当社株主の皆様に対して、保有する当社株式1株当たりカーブスホールディングス株式1株が交付されます。交付株式数は、現在の当社の発行済株式総数(保有自己株式数を除く)とカーブスホールディングスの発行済株式総数がともに82,298,284株で一致していることから、当社株主様が保有する当社株式1株に対して、カーブスホールディングス株式1株となります。なお、単元未満株式買取請求により当社の発行済株式総数(保有自己株式数を除く)が減少した場合には、単元未満株式買取請求に伴う受渡し完了した当社株式と同数のカーブスホールディングス株式を2020年2月28日(金曜日)にカーブスホールディングスが自己株式取得を行うことで、当社の発行済株式総数(保有自己株式数を除く)とカーブスホールディングスの発行済株式総数(保有自己株式数を除く)を一致させることを予定しております。したがって、いずれにしましても、当社株主様が保有する当社株式1株に対して、カーブスホールディングス株式1株を交付することで、カーブスホールディングス株式の全てを当社</p>

	株主様に移転する予定です。
Q 2-4 カーブスホールディングス株式の交付に際して端数は出ないのか。	A 2-4 前掲A 2-3に記載の通り、現在の当社発行済株式総数（保有自己株式数を除く）とカーブスホールディングスの発行済株式総数は一致しており、本スピンオフにおける交付株式に端数が生じることは想定しておりません。
Q 2-5 カーブスホールディングス株式の現物配当を受けるための手続きはどのようなものか。	A 2-5 分配基準日である2020年2月29日（土曜日）（実質基準日2020年2月28日（金曜日））時点の当社株主様に対して、2020年3月2日（月曜日）付で一般的には特段の株主様のお手続きを要することなく、カーブスホールディングス株式が分配されます。分配に当たっては、2020年3月2日（月曜日）に株主の皆様の口座に交付される見込みです。交付のご確認については、お取引の証券会社にお問い合わせの上、ご確認ください。
Q 2-6 カーブスホールディングス株式の交付を受ける場合、資金の払込みは必要となるのか。	A 2-6 本スピンオフは、当社が保有する当社子会社であるカーブスホールディングス株式を、現物配当（金銭以外の財産による配当）により当社株主様に交付するものですので、当社株主様におかれましては、カーブスホールディングス株式の交付を受けるために特別に資金を払い込んでいただく必要はございません。
Q 2-7 カーブスホールディングス株式の交付の有無はどのように確認すればよいのか。	A 2-7 現物配当の実施が反映される、2020年3月2日（月曜日）に株主の皆様の口座に交付される見込みです。交付のご確認については、お取引の証券会社にお問い合わせください。

<p>Q 2-8</p> <p>カーブスホールディングス株式の受取りを拒否することはできるか。金銭での受取りは出来ないのか。</p>	<p>A 2-8</p> <p>本スピノフは、当社が保有する当社子会社であるカーブスホールディングス株式を、現物配当（金銭以外の財産による配当）により当社株主様に交付するものですので、分配基準日（2020年2月29日（土曜日）、実質基準日2020年2月28日（金曜日））時点の当社株主様に対しては、当社株式の保有数に応じて必ずカーブスホールディングス株式が交付されます。</p> <p>また本スピノフは、組織再編税制の適格要件を満たすため、会社法第454条第4項第1号に規定する金銭分配請求権（当該配当財産に代えて金銭を交付することを会社に対して請求する権利）の無い現物配当となります。そのため金銭での配当のお受取りはできず、必ず株式でお受取りいただくこととなりますが、上場後に市場で売却することも可能となります。</p>
<p>Q 2-9</p> <p>現物配当を受けることで生じる費用について教えてほしい。</p>	<p>A 2-9</p> <p>現物配当を受けることに関して、通常では特段の費用は発生しません。</p>
<p>Q 2-10</p> <p>本スピノフでは、どのような書類がいつどこに送付されてくるのか。</p>	<p>A 2-10</p> <p>カーブスホールディングス株式の交付を受ける、分配基準日（2020年2月29日（土曜日）、実質基準日2020年2月28日（金曜日））時点の当社株主様に対しては、当社からの分配割当通知及び分配資産割合の通知が、2020年3月末頃を目処に発送される見込みです。お取引の証券会社からの書面による通知の有無等につきましては、お取引の証券会社にお問い合わせの上、ご確認ください。</p>
<p>Q 2-11</p> <p>カーブスホールディングス株式は特定口座と一般口座のどちらの口座に入るのか。</p>	<p>A 2-11</p> <p>分配されるカーブスホールディングス株式は、株主の皆様が当社株式を保有されているそれぞれの口座に入ると通常考えられ、当社株式を特定口座で保有されている株主様は当該特定口座に、一般口座で保有されている株主様は当該一般口座に入るものと理解しております。なお、証券会社によって取扱いが異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q 2-12</p> <p>N I S A口座に当社株式を保管している場合、カ</p>	<p>A 2-12</p> <p>分配基準日（2020年2月29日（土曜日）、実質基準日2020年2月28日（金曜日））時点で当社株式をN I S A口座で保有されている場合、当該N I S A口座にカーブスホールディングス株式が入るものと理解しております。詳細はお取引の証券会社にお問い合わせ</p>

<p>ープスホールディングス株式はどのように取り扱われるか教えてほしい。</p>	<p>合わせてください。</p>
<p>Q 2 - 1 3 自己株式にはカーブスホールディングス株式は交付されるのか。</p>	<p>A 2 - 1 3 会社法第 454 条第 3 項の規定により、当社が保有する自己株式についてはカーブスホールディングス株式の現物配当は行われません。</p>

3. カーブスホールディングス株式の取引及び本スピンオフ後のカーブスホールディングスの状況について

Question	Answer
<p>Q 3 - 1</p> <p>カーブスホールディングス株式の上場について教えてほしい。</p>	<p>A 3 - 1</p> <p>現物分配されるカーブスホールディングス株式に関して、株主の皆様の売買機会を確保する観点から、カーブスホールディングスは本スピンオフ実施前に東証に新規上場申請を行う予定であり、本スピンオフは、カーブスホールディングスが東証の上場承認を得られること等を条件としております。カーブスホールディングス株式の上場及びその時期については、今後の日本取引所自主規制法人による上場審査の結果、東証より上場承認を得られることが前提となるため、現時点で確約されたものではありません。また、本スピンオフは、新規上場の際して本新株式発行が行われる予定であることを条件としております。本新株式発行が行われる場合、東証の定める「有価証券上場規程施行規則」第 233 条に規定するブック・ビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。なお、本新株式発行の時期は決定していません。</p>
<p>Q 3 - 2</p> <p>カーブスホールディングスの新株式は発行されるのか。</p>	<p>A 3 - 2</p> <p>本スピンオフにおいては、カーブスホールディングス新株式は発行されません。ただし、本日付で公表した「子会社株式の現物配当（株式分配型スピンオフ）及び特定子会社の異動に関するお知らせ」に記載の通り、新規上場の際して本新株式発行が行われる予定であることを条件としております。なお、本新株式発行の時期は決定していません。</p>
<p>Q 3 - 2 - 1</p> <p>カーブスホールディングスの新規上場の際して実施が予定される本新株式発行について教えてほしい。</p> <p>（2019年11月19日追加）</p>	<p>A 3 - 2 - 1</p> <p>前掲A 1 - 7 - 1（14頁）をご参照ください。</p>

<p>Q 3-3</p> <p>カーブスホールディングスの新株予約権（潜在株式）について教えてほしい。</p>	<p>A 3-3</p> <p>カーブスホールディングスでは、本スピンオフを見据えた当社による完全子会社化の際に、それまで株主であったカーブスホールディングス代表取締役社長 増本 岳、同取締役 坂本 眞樹、同取締役 増本 陽子の3名に対して、それまでの保有割合に応じた新株予約権の割当てを行っております。これは、同役員3名に対して、本スピンオフ後も継続的な経営へのコミットメントを確保すること及び中長期インセンティブの付与を目的として行ったものです。同役員3名は、その保有する新株予約権について、カーブスホールディングスの上場後速やかに権利を行使する予定です。なお、新株予約権の行使により取得したカーブスホールディングス株式について、カーブスホールディングス株式の上場の日から2年が経過する日までの間継続して保有する旨をカーブスホールディングスとの間で合意しております。</p>
<p>Q 3-3-1</p> <p>カーブスホールディングス取締役3名が合計約10%分の新株予約権を保有している理由を教えてください。</p> <p>（2019年11月19日追加）</p>	<p>A 3-3-1</p> <p>2007年に当社がカーブスの運営会社である株式会社カーブスジャパン（当社孫会社。以下「CVJ」という。）を買収するにあたって、カーブス総本部であるカーブスインターナショナルから示された買収条件に加えて、CVJ経営陣が一層の責任意識を持つという観点から、カーブスホールディングスを中間持株会社（発行済株式数400株）として設立する際に、当社が360株分（持株割合90%）を出資し、CVJ中核経営陣（増本岳、坂本眞樹、増本陽子。以下「対象取締役3名」という。）が40株分（持株割合10%）を出資する形といたしました。</p> <p>今回、本スピンオフが税制適格要件を満たすためにはカーブスホールディングスが当社の100%子会社であることが必要であるところ、対象取締役3名の保有するこれらのカーブスホールディングス株式を当社が取得して、カーブスホールディングスを当社の100%子会社とする必要がございました。一方で、当社としては、対象取締役3名には本スピンオフ後も継続的にカーブスホールディングスの経営にコミットしてもらうことが株主利益に資すると考えていたこと及び、円滑なスピンオフ実施に向けて当社とカーブスホールディングスの発行済株式数（保有自己株式数を除く）を同じ（82,298,284株）にする必要性に鑑みて、①まず、カーブスホールディングスが当社及び対象取締役3名の全株主に対しその持株比率に応じて株主無償割当の形で新株予約権を付与した上で、②当社に割り当てられた新株予約権（82,297,884株分）を全部行使するとともに対象取締役3名が保有する現物株式40株を当社が買取るという手法で、当社によるカーブスホールディングスの100%子会社化を実現することといたしました。</p> <p>結果として、対象取締役3名は、合計約10%（9,144,209株）分のカーブスホールディングス潜在株式を保有することとなります</p>

	<p>が、これは、対象取締役3名においてカーブスホールディングスの100%子会社化前と同様の経済状態が実質的に維持されたものにはすぎません。</p>
<p>Q3-4 本スピンオフ後、カーブスホールディングスの事業に変化はあるのか。</p>	<p>A3-4 本スピンオフにより、カーブスホールディングスは現当社グループから分離・独立されることとなりますが、事業自体はこれまでと変わりはありません。本スピンオフにより、経営、資本及び上場のそれぞれにおける独立を図ることで、着実な事業戦略の遂行及び成長の加速、すなわち株主価値の一層の向上に繋がるものと考えております。</p>
<p>Q3-5 本スピンオフ後、カーブスホールディングスの経営陣に変化はあるのか。</p>	<p>A3-5 今後の役員構成は、2019年11月28日開催予定のカーブスホールディングスの第11回定時株主総会に付議予定ですが、兼任解消のため、取締役朝倉 一博が同定時株主総会をもって任期満了により退任予定となりますが、代表取締役社長の増本 岳を始めとして主要な役員に変わりはありません。これまで以上に着実に事業戦略を遂行し、企業価値向上に努めて参ります。 また、カーブスホールディングスは上記定時株主総会をもって監査等委員会設置会社への移行を予定しており、國安 幹明常勤監査役及び山本 禎良監査役は、同定時株主総会をもって同社監査役を任期満了により退任し、同社社外取締役として就任する予定であり、同社社外取締役として就任予定の寺石 雅英とともに、同社監査等委員に就任する予定です。</p>

Q3-5-1
カーブスホールディングスの監査等委員である社外取締役の候補者についての情報を教えてください。
(2019年11月19日追加)

A3-5-1
カーブスホールディングスの監査等委員である社外取締役の候補者3名は以下の通りとなります。

番号	氏名(生年月日)	略歴	所有株式数(株)
1	國安 幹明 (1955年3月31日)	1978年4月 三井物産株式会社入社 2012年6月 トライネット・ロジスティクス株式会社 常勤監査役 2013年6月 東神倉庫株式会社 非常勤監査役 2014年7月 ユニキャリアホールディングス株式会社常勤監査役 2014年7月 ユニキャリア株式会社常勤監査役 2014年12月 ユニキャリア株式会社取締役常務執行役員経営戦略室長兼管理本部長 2015年4月 ユニキャリア株式会社取締役常務執行役員管理本部長 2017年10月 三菱ロジスネクスト株式会社特別顧問 2018年7月 カーブスホールディングス監査役(現任)	—
〔社外取締役候補者とした理由〕國安幹明氏は、カーブスホールディングスとの人的関係、資本的關係または取引関係その他利害關係が無く、客觀的立場からカーブスホールディングスの經營を監査するために必要な、豊富な経験と企業經營の幅広い見識を有しており、業務執行を行う經營陣に対し、常勤の監査等委員長として公正かつ客觀的に經營の妥当性を監督し監査機能の充實が期待できると判断し候補者に選任しております。			
2	山本 禎良 (1955年5月17日)	1978年11月 監査法人太田哲三事務所(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1992年7月 同監査法人社員 2000年7月 同監査法人代表社員 2017年7月 山本禎良公認会計士事務所所長(現任) 2017年8月 東亜工業株式会社社外監査役(現任) 2018年6月 株式会社免疫生物研究所社外監査役(現任) 公益財団法人東京都防災建築まちづくりセンター監事(現任) 2018年11月 カーブスホールディングス監査役(現任)	—
〔社外取締役候補者とした理由〕山本禎良氏は、カーブスホールディングスとの人的關係、資本的關係またはその他利害關係が無く、公認会計士として財務及び會計に関する相当程度の知見を有しており、客觀的立場からカーブスホールディングスの經營を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、業務執行を行う經營陣に対し、監査等委員として公正かつ客觀的に經營の妥当性を監督し監査機能の充實が期待できると判断し候補者に選任しております。			
3	寺石 雅英 (1961年7月10日)	1993年4月 名古屋商科大学商学部助教授 1995年4月 群馬大学社会情報学部助教授 2001年6月 株式会社エスイー社外監査役(現任) 2002年4月 群馬大学社会情報学部教授 2005年11月 当社社外監査役、東亜工業株式会社社外監査役(現任) 2011年4月 大妻女子大学キャリア教育センター教授(現任) 2015年11月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	—
〔社外取締役候補者とした理由〕寺石雅英氏は、カーブスホールディングスとの人的關係、資本的關係またはその他利害關係が無く、大学教授として会社經營の先端的研究に携わり、客觀的立場からカーブスホールディングスの經營を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、業務執行を行う經營陣に対し、監査等委員として公正かつ客觀的に經營の妥当性を監督し監査機能の充實が期待できると判断し候補者に選任しております。			

<p>Q 3-6</p> <p>本スピンオフ後の経営方針を教えてください。</p>	<p>A 3-6</p> <p>新カーブスホールディングスグループの経営方針につきましては、本日付の「株式会社コシダカホールディングス 2019年8月期決算説明資料」(URL:https://www.koshidakaholdings.co.jp/news/) をご参照ください。</p>
<p>Q 3-7</p> <p>本スピンオフが業績に与える影響を教えてください。</p>	<p>A 3-7</p> <p>本スピンオフにより、新カーブスホールディングスグループの業績に与える影響はございません。本スピンオフにより、経営、資本及び上場のそれぞれにおける独立を図ることで、着実な事業戦略の遂行及び成長の加速、すなわち株主価値の一層の向上に繋がるものと考えております。</p>
<p>Q 3-8</p> <p>カーブスホールディングスの過年度の財務状況について教えてください。</p>	<p>A 3-8</p> <p>詳細は、本日付の「子会社株式の現物配当（株式分配型スピンオフ）及び特定子会社の異動に関するお知らせ」の「7. カーブスホールディングスの連結財務諸表（未監査）」をご参照ください。</p>
<p>Q 3-9</p> <p>新カーブスホールディングスの会社内容に関する情報は、今後どのように開示される予定か。</p>	<p>A 3-9</p> <p>カーブスホールディングスが上場されるまでの間においては、カーブスホールディングスグループの情報はこれまで通り、現当社グループに関する情報発信として株主及び投資家の皆様向けに適時適切に開示を行う予定です。また、カーブスホールディングスが東証に上場された場合には、同社によって有価証券報告書等の提出、東証における適時開示がなされます。</p>
<p>Q 3-10</p> <p>現在の当社の経営陣である大株主の本スピンオフ後の新カーブスホールディングス株式の保有方針について教え</p>	<p>A 3-10</p> <p>当社の経営陣である大株主からは、本スピンオフ後もこれまで同様に中長期の保有方針であり、短期的に売却の意向はない旨を確認しております。</p>

てほしい。	
-------	--

4. 当社株式の取引及び本スピンオフ後の当社の状況について

Question	Answer
<p>Q 4 - 1</p> <p>当社株式の上場は維持されるのか。</p>	<p>A 4 - 1</p> <p>当社株式の東証における上場は、本スピンオフ後も維持されます。</p>
<p>Q 4 - 2</p> <p>本スピンオフによる当社株価への影響を教えてください。</p>	<p>A 4 - 2</p> <p>分配基準日である 2020 年 2 月 29 日（土曜日）（実質基準日 2020 年 2 月 28 日（金曜日））の最終の当社株主名簿に記録された株主様が現物配当の対象となり、当社株主様が所有する当社株式 1 株につき、カーブスホールディングス株式 1 株の割合をもって現物配当が行われる予定ですが、現物配当に伴い、当社株式は 2020 年 2 月 27 日（木曜日）を権利落ち日として、理論上は同日付でカーブスホールディングス株式の価値相当分だけ当社株式価値が調整されることとなります。</p> <p>当社株式の権利落ちに際しては、分配基準日時点の当社及びカーブスホールディングスの保有自己株式数を除いた発行済株式総数が一致することから、以下の算式により求められる 1 株当たり価格を当社の基準値段として、2020 年 2 月 27 日（木曜日）に東証における取引がなされる見込みです。なお、基準値段とは、制限値幅（1 日のうちに変動可能な値段の幅）の基準となる値段のことを指し、2020 年 2 月 27 日（木曜日）に行われる各取引の実際の取引値段を指すものではありません。基準値段の算出方法等を含む売買の取扱いに関しては、改めて東証から公表される予定です。</p> <p>当社株式の権利落ち日（2020 年 2 月 27 日（木曜日））の基準値段＝当社の権利付最終日（2020 年 2 月 26 日（水曜日））の株価終値－1 株当たりの 2020 年 8 月期第 2 四半期末中間（予想）配当金－カーブスホールディングス株式の公開価格</p>
<p>Q 4 - 3</p> <p>本スピンオフにより当社株式の売買に影響はあるのか。</p>	<p>A 4 - 3</p> <p>当社株式はこれまで同様に東証における売買が可能です。</p>

<p>Q 4-4</p> <p>権利落ち後の取引について教えてほしい。</p>	<p>A 4-4</p> <p>本スピノフが実施される場合、当社株式は2020年2月27日（木曜日）が権利落ち日となり、理論上は同日付でカーブスホールディングス株式の価値相当分だけ当社株式価値が調整されますが、他方で当社株主は2020年3月2日（月曜日）にカーブスホールディングス株式の分配を受けることとなります。</p>
<p>Q 4-5</p> <p>本スピノフ後、当社の事業に変化はあるのか。</p>	<p>A 4-5</p> <p>本スピノフにより、現当社グループの事業セグメントからカーブス事業は分離・独立されることとなりますが、その他のカラオケ事業、温浴事業及び不動産管理事業に影響はございません。本スピノフ後は、これらの事業に新当社グループの経営資源を集中することにより、更なる企業価値の向上を図って参ります。</p>
<p>Q 4-6</p> <p>本スピノフ後、当社の経営陣に変化はあるのか。</p>	<p>A 4-6</p> <p>今後の役員構成は、本定時株主総会に付議予定ですが、当社の専務取締役である腰高 修及び社外取締役である寺石 雅英は、本定時株主総会をもって同職を任期満了により退任予定となりますが、代表取締役社長の腰高 博を始めとするその他の役員に変わりはございません。これまで以上に着実に事業戦略を遂行し、企業価値向上に努めて参ります。</p>
<p>Q 4-7</p> <p>本スピノフ後の経営方針を教えてほしい。</p>	<p>A 4-7</p> <p>新当社グループの経営方針につきましては、本日付の「株式会社コシダカホールディングス 2019年8月期決算説明資料」（URL:https://www.koshidakaholdings.co.jp/news/）をご参照ください。</p>
<p>Q 4-8</p> <p>本スピノフが業績に与える影響を教えてください。</p>	<p>A 4-8</p> <p>本スピノフ実施前の2020年2月末日までの現当社グループに変化はありませんが、現物分配の効力発生日以降、カーブスホールディングスは当社の連結子会社ではなくなります。そのため、本定時株主総会での承認や東証による上場承認が得られ、本スピノフが実施された場合の2020年3月以降の新当社グループの業績は新カーブスホールディングスグループを除いたものとなります。本スピノフにより、新当社グループ及び新カーブスホールディングスグループがそれぞれの成長戦略に沿って経営資源を投入し、各々の成長が加速されることにより、株主価値の最大化に資するものと考えております。</p> <p>当社業績に与える影響の詳細は、本日付の「子会社株式の現物配当（株式分配型スピノフ）及び特定子会社の異動に関するお知</p>

	らせ」の「6. 今後の見通し（4）当社業績に与える影響」をご参照ください。
<p>Q 4 - 9</p> <p>本スピノフが行われたと仮定した場合の過年度の当社の財務状況について教えてほしい。</p>	<p>A 4 - 9</p> <p>詳細は、本日付の「子会社株式の現物配当（株式分配型スピノフ）及び特定子会社の異動に関するお知らせ」の「8. <ご参考>>カーブスホールディングスを除いた当社の連結財務諸表（未監査）」をご参照ください。</p>

5. 現物配当に関する税務上の取扱いについて

Question	Answer
<p>Q 5 - 1</p> <p>スピノフによる株主の税務面のメリットを教えてください。</p>	<p>A 5 - 1</p> <p>本スピノフは、法人税法第2条12号の15の3に規定された適格株式分配に該当することを前提として行われるため、カーブスホールディングス株式の現物配当に伴い、株主の皆様になし配当課税が適用されることはありません（法人税法第24条第1項第3号、所得税法第25条第1項第3号）。また本スピノフは、完全子法人の株式以外の資産が交付されない株式分配で、その株式が現物分配法人の発行済株式の総数に占める現物分配法人の各株主の有するその現物分配法人の株式の数の割合に応じて交付されるため、譲渡損益課税は生じず、繰り延べられることとなります（法人税法第61条の2第8項、租税特別措置法37条の10第3項第3号、同37条の11第3項）。加えて、一般的な子会社株式売却又は事業売却により独立を目指す場合と比べて、売却益に係る当社に対する課税が生じないため、当社資産の社外流出を抑えられることから、株主価値の観点からも株主の皆様は税務面のメリットがあるものと考えます。</p>
<p>Q 5 - 2</p> <p>当社・カーブスホールディングス株式の取得価額はいくらになるのか。</p>	<p>A 5 - 2</p> <p>本スピノフ後における、株主の皆様の当社株式及びカーブスホールディングス株式の税務上の各取得価額は、分配資産割合（株式分配に係る法人税法施行令第23条第1項第3号及び所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）を用いた以下の算式で求められる価額となります（法人税法施行令第119条第1項第8号、所得税法施行令第113条の2第1項）。なお、分配資産割合の概算値は「0.1」程度と見込まれますが、確定次第、改めてお知らせいたします。</p> <p>カーブスホールディングス株式の1株当たりの取得価額（X）＝当社株式の1株当たりの調整前取得価額（Y）×分配資産割合 本スピノフ後の当社株式の1株当たりの取得価額（Z）＝（Y）－（X）</p> <p>≪例≫分配資産割合を0.100と仮定し、当社株式を1株当たり1,735円（2019年10月4日の東証第一部における当社普通株式の終値）で100株購入していた場合の調整後の取得価額 カーブスホールディングス株式の取得価額＝1,735円×100株×0.100＝17,350円</p>

	<p>本スピンオフ後の当社株式の取得価額=1,735円×100株-17,350円=156,150円</p> <p>なお、取得価額の調整はあくまで税務上の取扱いであり、上記の税務上の取得価額がカーブスホールディングス株式及び本スピンオフ後の当社株式のそれぞれの株式価値を意味するものではありません。</p> <p>※法人株主の場合、「取得価額」を「(税務上の)帳簿価額」と読み替えて計算していただきますようお願いいたします。</p>
<p>Q5-3 分配資産割合について 教えてほしい。</p>	<p>A5-3 分配資産割合は、「株式分配直前のカーブスホールディングス株式の帳簿価額」を「株式分配の日の属する事業年度の前事業年度の終了の時の当社の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（前事業年度終了時から株式分配の直前までの資本金等の額及び一定の利益積立金の増減額を含む）」で除して求められる割合となります。</p> <p>分配資産割合については確定次第、改めてお知らせいたしますが、カーブスホールディングスの設立経緯の関係で、当社が保有するカーブスホールディングス株式の帳簿価額が低廉な状態となっていたことから、本定時株主総会での本スピンオフに係る議案承認後に、現当社グループ内で、資本再構築を行うことを予定しております。</p> <p>これは、2008年10月に現当社グループが株式会社カーブスジャパン株式を100%取得した際の取得価額は2,000百万円であったものの、カーブスホールディングスを中間持株会社として買収を行うスキームを採ったことから、当社が保有するカーブスホールディングス株式の帳簿価額が低廉な状態となっており、試算される分配資産割合が当社グループにおけるカーブス事業の取得経緯を必ずしも反映したものとならないことから、本スピンオフに際して、カーブスホールディングス株式の税務上の帳簿価額をカーブス事業に係る本来の取得価額である2,000百万円と一致させた上で分配資産割合を算定することを企図するものです（一連の取引を以下、「本資本再構築」という。）。</p> <p>本スピンオフが本定時株主総会において承認を得られた後、速やかに本資本再構築による税務上の帳簿価額の調整を行う予定です。なお、本資本再構築は現当社グループ内の取引であり、現当社グループ、新当社グループ及び新カーブスホールディングスグループの業績や財政状態等に与える影響はありません。</p>

	現時点の見込みでは、本資本再構築が行われた場合の分配資産割合の概算値は「0.1」程度と試算されますが、今後調整が必要な事由が発生した場合は変更される可能性があります。
Q 5 - 4 分配資産割合はいつ確定するのか。	A 5 - 4 分配資産割合の確定時期は現時点では 2019 年 12 月頃を見込んでおりますが、今後調整が必要な事由が発生した場合は変更される可能性があります。

※これらの税務上の取扱いについては、株主の皆様に必要な税務上の手続き等を網羅してご説明しているものではなく、また、本スピンオフに関して日本以外の国における税務上の取扱いをご説明しているものでもございません。具体的な税務上の手続き及び株主様における税務上の取扱いについては、株主様個々のご事情によって異なりますので、ご自身のご事情の下で、本スピンオフが税務上どのように取り扱われるかにつきましては、最寄りの税務署、税理士等にご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

6. 法人株主等の会計処理について

Question	Answer
<p>Q 6 - 1</p> <p>本スピンオフによる会計処理について教えてほしい。</p>	<p>A 6 - 1</p> <p>具体的な会計処理については、お取引の会計士等にご確認いただきますよう、お願い申し上げます。尚、事業分離等に関する会計基準第 52 項及び企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第 297 項では、概要で以下を規定しています。</p> <p>交換等の一般的な会計処理の考え方に準じて、これまで保有していた株式が実質的に引き換えられたものとみなして会計処理します。</p> <p>投資が継続しているとみなされる場合には交換損益を認識せず、スピンオフ元会社（注：当社）の完全子会社（注：カーブスホールディングス）の株式の取得原価は、分配を受ける直前のスピンオフ元会社（注：当社）株式の適正な帳簿価額のうち、合理的に按分する方法によって算定した引き換えられたものとみなされる部分の価額とします。合理的に按分する方法には、(1) 関連する時価の比率で按分する方法、(2) 時価総額の比率で按分する方法、(3) 関連する帳簿価額の比率で按分する方法、が考えられます。</p>

<上記以外のご質問およびお問合せ先>

株式会社コシダカホールディングス

03-6403-5710（土・日・祝日を除く平日9:00~18:00）

ご注意:この文書は、本スピンオフに関して一般公衆への情報提供を目的とするものであり、日本国内外を問わず、当社又はその子会社のいかなる有価証券の募集又は投資勧誘を目的として作成されたものではありません。